

平成30年度 第1回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び  
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

## 1 概要

- 1日 時：平成30年7月24日（火）14時00分～16時00分
- 2場 所：亀岡市役所2階202・203会議室
- 3出 席：吉中委員、岡崎委員、岩田委員、前田委員、山田委員、西田委員、  
河原委員、寺町委員、井上委員、佐藤委員、小川委員、藤本委員  
友永委員
- 欠 席：平岡委員、大平委員
- 包 括：亀岡 前川管理者  
南部 幸山管理者、西村氏、野口氏（睦会）  
中部 井本センター長、市川氏、加舎氏  
西部 松田管理者  
川東 細川センター長  
篠 松本センター長  
つつじヶ丘 岡本管理者、松本氏
- 事務局：高橋高齢福祉課長  
松本副課長兼生活支援係長  
木村介護保険係長  
齋藤生活支援係主査

## 2 報告及び協議事項

- (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会  
平成30年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定について報告
- (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
- ①指定介護予防支援委託届について報告
  - ②平成29年度実績報告及び平成30年度活動計画について報告
  - ③亀岡市地域包括支援センター収支決算及び予算について報告
  - ④その他

## 3 合意事項

- ・ 今期の会長に岡崎委員、副会長に平岡委員を選出、合意。
- ・ 上記（1）及び（2）①～③について、合意。
- ・ 上記（2）④については、岡崎会長と事務局で協議し、経緯等の整理を行い、次

回の委員会で報告すること、ただし、当該協議の中で部会等を設置する必要があると判断された場合は、部会等の設置も検討することの2点について合意。

#### 4 議事録

【議事進行】 岡崎会長

##### 【協議】

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

平成30年度地域密着型サービス事業者の指定について

資料に基づいて事務局より説明

##### 委員

区域外指定の利用者の人数を確認したい。また、新たな利用者ということではなく、現在利用している方がいるので、引き続き指定したというかたちなのか。

##### 事務局

グループホームローゴムは、1名、デイセンターとんがり帽子は、3名である。いずれも新規利用者がおられたのではなく継続の利用者がおられるため指定したものである。

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

※進行の都合上、次第「2ウ指定介護予防支援委託届について」から説明を行った。

ウ：指定介護予防支援委託届について

資料に基づいて事務局より説明 →承認

ア：平成29年度実績報告及び平成30年度活動計画について

資料に基づいて事務局より説明

イ：亀岡市地域包括支援センター収支決算及び予算について

資料に基づいて事務局より説明

(3) その他

中部地域包括支援センター・川東地域包括支援センター（利生会）より報告  
南部地域包括支援センター（睦会）より報告

## 委員

平成30年度の運営方針において民生委員との意見交流など連携を深めるということが書かれているが、民生委員は、専門職ではない。地域で生活する普通のおっちゃんおばちゃんがたまたま民生委員を引き受けているという人が大半である。そのような状況の中で、地域包括ケアシステムの中で行政や包括の期待に応えるようなことができるのかというのは非常に不安な部分がある。民生委員児童委員が地域にどれだけ責任を持てるのかという点是一種の危機感がある。地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核となり、そこに民生委員が協力するというかたちが望ましいと考えている。

## 委員

地域ケア会議は、医療・福祉・民生委員をはじめとする地域での支援者など関係者の顔つなぎの機会とも言える。平成30年からは、総合事業に移行し重大な役割を担っているとも考えられるが、多数開催できていないのはなぜか？最初の3年間で目標を達成したからなのか？それとも開催できない課題等があるのか？

## 事務局

民生委員との連携の問題については、民生委員に専門職のようなことをしてほしいということではなく、地域で困っている人と直接話している民生委員がどう考えているかを行政や包括が知り、共有したいという意図である。民生委員と包括との顔の見える関係づくりをすることで、困難事例が起こった場合につながりやすくする仕組みづくりにも寄与すると考える。

地域ケア会議については、当初、各地域において「地域ケア推進会議（以下「推進会議」という）」を平成23年度から27年度に実施した。「地域で困りごとはありますか？」という問いをもとに会議を重ねた。しかしながら、困りごとの会議を繰り返しても本来の解決に向けた動きにはつながらないという課題が出てきた。そのような状況の中で、平成28年度から町づくり・生活支援体制整備に取り組むことになった。

また、平成29年度から「地域ケア個別会議」という医療・介護の専門職が集まって自立支援や地域課題について検討する会議を実施することになった。この個別会議を通して、市内一円で活動する専門職の資質向上や情報共有を図ることとしている。この個別会議によって専門職の意識統一ができれば、地域の関係者や民生委員にも参加いただく会議として拡大していきたいと考えている。

このように、地域ケア会議は、当初実施してきた方法と仕組みを変更したため、「推進会議」は減ったが、生活支援体制整備事業で地域の困りごとを把握するなどの取り組みは継続している。

## 会 長

地域包括支援センターの活動報告書は、それぞれの包括の状況がわかり、亀岡の高齢者福祉に関する問題もよく見えてくるので読み応えがある。

例えば、成年後見のことについて伺いたい。あゆみさんの報告によれば、地域福祉権利擁護事業が十分機能していなくて対応が脆弱とある。このことについて詳しく教えてください。

### 篠包括（旧あゆみ）

地域福祉権利擁護事業というのは、亀岡市社会福祉協議会が実施している事業で、日常生活自立支援事業である。今申し込みをしても、面接にたどり着くまでに約半年かかってしまう。例えば、成年後見が決まるまでのつなぎとしてこの事業を利用したいが、今の状況では、成年後見が決まる方が早い。利用したい時に利用できない現状がある。

## 会 長

今年7月に出された「地域包括支援センターの事業評価」においても、権利擁護業務において一定の評価基準が設けられているので、議論されるべき問題である。包括だけということではなく市全体の問題として捉えておかないといけないのではないかと思う。

### 事務局

成年後見は、市で把握している限りでは、件数が急激に増加している状態である。非常に困難な事例もあると思う。

### 委 員

成年後見の件数は、増えてきている。裁判所のキャパを超えるほど申し立て件数があり、権利擁護事業の申込を待てない場合などは、ケアマネや民生委員が支援している状態である。権利擁護業務を行う包括にすべてを押し付けるというのではなく、成年後見や社協の地域福祉権利擁護事業につながるまでの、新たなつなぎのシステムが必要だと思う。緊急の仕組みづくりについては、事例検討会である程度議論しているが、前に進んでいない。具体的に何か動き出す必要がある。

## 会 長

地域包括支援センターが市長申し立ても含めて相当いろいろなことを受けられている状態や市社協の現状をみれば、協議会としては、課題を市に提議していかないといけない、全体的な問題として捉え考えていかないといけないと思った。

## 委員

包括活動報告書の中で、経済的困窮や家族間のトラブルなど重層的な課題を抱えるケースが増えてきているという。NPO亀岡人権交流センターでは、不登校や引きこもりなどの若者を支援する中にヤングケアラーの問題があり、現場のヘルパーからは、介護を受ける人の支援はできるが、その家族が抱える問題までは踏み入ることが困難だという話を聞く。当NPOでも家族の中での生活の整備などできることをしていきたい。

## 事務局

家族や地域で様々な支援が必要であるとは思っているが、まずは、地域ケア個別会議を通して、介護に関わる専門職の意識統一を図っていきたい。そして、意識統一された専門職基盤をもとにして、様々な家族や地域の問題を解決する仕組みへとつなげていきたいと考えている。

## 会長

会議資料は、できるだけ早く、委員へ送るようにしていただきたい。各包括からの活動報告は、様々な課題について書かれており、報告書については、次回しっかりと振り返り協議したい。

包括職員の不在の問題は、人材難の問題なのか、運営協議会も含めた委託の在り方の問題なのか、もっと別の固有の問題なのかを考えていく必要がある。会長と事務局で詳細を聞き取り、今後の協議等について考えることにする。また、権利擁護についても他の会議等も含めて提案していきたいと思っているので、今後ともよろしく願います。

## 【閉会】